

平成25年度実施施策に係る政策評価（案）の事例

目 次

ページ

（１）平成24年度と比較して改善が施された例

【政策1－施策①】		
公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	1
【政策5－施策⑩】		
国内の経済動向の分析	2
【政策6－施策①】		
中心市街地活性化基本計画の認定	4
【政策12－施策⑯】		
自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）	6
【政策14－施策④】		
女性に対する暴力の根絶に向けた取組	8

（２）平成26年度に向けて評価、施策内容ともに改善が施される例

【政策12－施策⑨】		
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等	10
【政策14－施策⑥】		
仕事と生活の調和の推進	12

（３）平成26年度以降に向けて政策評価のさらなる改善が必要である例

【政策5－施策⑥】		
民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）	14
【政策11－施策①】		
沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進	15

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用〔政策1. 適正な公文書管理の実施〕
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書その他の文書(歴史公文書等)の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正な管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。

測定指標	行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		59.6%	-	-	59.6%	83.5%	3.1%ポイント増(暫定)	設定割合対前年度比増	○
年度ごとの目標値			-	-	レコードスケジュール早期設定の促進、設定状況の調査	設定割合対前年度比(59.6%)増	設定割合対前年度比(83.5%)増		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成(暫定) (判断根拠) 平成25年度の数値については、暫定ではあるが、設定割合対前年度比増であったため目標達成と判断した。 なお、確定値は現在集計中であり、平成26年度中に公表予定である。
	施策の分析	(有効性、効率性) 公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を定めることとされている。 このため、各行政機関等に対し、独立行政法人国立公文書館が主催する研修のほか、各種研修による講師派遣の実施(平成25年度からは新たに総務省行政管理局主催の情報公開・個人情報保護制度研修会に参加)、関係省庁連絡会議による各行政機関等への周知を行うことにより、各行政機関等において公文書管理制度の理解の促進、行政文書等の適正な管理等を図った。 この結果、平成25年度における各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等に係る保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況については、照会の結果、未提出の省庁があるため、現時点においては暫定的な数値となるが、 平成24年度の数値と比較(対象を揃えるために、平成25年度分を既に提出した省庁のみを対象として累計)すると、3.1%ポイント増加し、目標である設定割合対前年度比を達成したため、有効であったと考える。なお、本数値は暫定のものであり、今後未提出省庁からの提出や数値の精査の結果により変動がありうる。 (課題等) 公文書管理法では、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定は法施行後のみならず、法施行前の行政文書ファイル等についても行うこととされている。もっとも、毎年新規に作成された行政文書ファイル等について速やかにレコードスケジュールの設定を行わなければならないことから、法施行前の行政文書ファイル等へのレコードスケジュールの設定については、徐々に設定の割合が増加しているものの、新規作成ファイルに比べると低い割合である。このため、今後法施行前の行政文書ファイル等のレコードスケジュールの設定割合についても割合を増加させる必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 レコードスケジュールの早期設定を着実に定着させるため、研修等において周知を図るとともに、行政文書管理状況報告の取りまとめを通じて行政機関における文書管理状況の精査、検討、分析を行い、適正文書管理の確保に取り組む。 【測定指標】 測定指標に対する実績値については、これまで順調に進捗しているものの、現状では公文書管理法施行後間もないことから、各行政機関等における行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置の設定を定着させ、法施行後新規作成のみならず、法施行前の行政文書ファイル等も含めて設定の割合を増やしていくことが必要である。このため、各行政機関等に対する研修や周知等を引き続き実施し、法施行前の行政文書ファイル等の設定の割合も増加させるべく取り組む。なお、各行政機関等に対する研修や周知等によるレコードスケジュールの設定割合の増加は段階的であることが見込まれることから、 遅くとも「政策評価基本計画の最終年度」である平成28年度までにレコードスケジュールの設定割合が90%以上とすることを目標とする。

担当部局名	大臣官房 公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 笹川 武	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	----------------	--------	-----------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-15(政策5-施策⑩))

施策名	国内の経済動向の分析〔政策5. 経済財政政策の推進〕
施策の概要	国内の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」・・・毎月の内外の経済動向に関する調査分析結果を取りまとめ。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)・・・年一回、我が国経済財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ。 ・「日本経済」・・・年一回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析を取りまとめ。
達成すべき目標	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。また、「経済財政白書」を作成の上、年央を目途に閣議に配布し、日本経済が抱える課題の解決等に貢献するとともに、年末を目途に「日本経済」を作成し公表する。以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国民への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。

	1 月例経済報告のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		360,483件	-	311,842件	360,483件	321,145件	357,448件	対前年度比並	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	/	
	2 年次経済財政報告のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		37,547件	-	43,125件	37,547件	30,030件	30,309件	対前年度比並	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	/	
	3 日本経済のホームページにおけるアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		5,740件	-	6,434件	5,740件	4,741件	4,079件	対前年度比並	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	対前年度比並	対前年度比並	対前年度比並	/	
測定指標	4 主要な会議等への取り上げの有無	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等への報告を実施	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	○
	年度ごとの目標	/	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	月例経済報告等に関する関係閣僚会議等にて取り上げ	/	
	5 各メディアへの掲載	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
		主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載された	主要紙にて記事掲載	○
	年度ごとの目標	/	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	主要紙にて記事掲載	/	
※平成23年1月よりログの取得方法の変更(内閣府等からのアクセスの排除)が行われたため、平成23年度以降のアクセス件数についてはそれ以前の年度と単純に比較することは出来ない。また、アクセス件数はサーバに直接アクセスされた場合のログを月ごとに集計した数値であり、閲覧人数とは必ずしも一致しない。									

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>ホームページアクセス件数に関する測定指標1から3のうち、1及び2については、前年度超となり目標を達成することができた。3については、前年度超とはならなかったものの、前年度比86%となり、概ね目標を達することができた。測定指標4及び5については、達成することができた。</p> <p>測定指標3については、前年度の数値には届かなかったものの、各メディアへの掲載として主要紙への掲載状況を見ると、前年度「日本経済2012-2013」の公表直後の関連新聞記事が4件であるのに対し、今年度「日本経済2013-2014」の公表直後の関連新聞記事は5件であり、広く国民への情報発信及び周知がなされているといえる。</p> <p>以上より、施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 政府が経済財政運営を適切かつ機動的に行うためには、政府自らが日本国内の景気動向等を的確に把握する必要がある。「月例経済報告」を毎月滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」に報告したことや、「経済財政白書」を平成25年7月に公表し、閣議配布したこと等は、政府内における景気認識の共有、マクロ経済の現状や経済財政上の状況の把握につながったと考えられる。</p> <p>また、学識経験を有する者からの意見を踏まえると、国民に対して、 ・「月例経済報告」は、政府の経済の見方をタイムリーに発信、 ・「経済財政白書」や「日本経済」は、日本国内の経済動向を様々な分析を利用してわかりやすく解説しており、時々の経済情勢や各方面からのニーズに対応した、質の高い調査分析を提供することができたと考えられる。 以上を踏まえ、達成手段「国内の経済動向調査等に必要な経費」は、有効かつ効率的に機能したと考えられる。</p> <p>(課題等) 測定指標はおおむね達成することができた一方、学識経験を有する者からの意見を踏まえると、全体的に公表物がHP上で探しにくいといった問題点を指摘することができる。このため、さらなる利活用促進に向けて、改善を図る必要がある。 また、(測定指標には含まれないが)「今週の指標」、「マンスリー・トピックス」といった「月例経済報告」、「経済財政白書」及び「日本経済」以外の調査分析結果について、それぞれ役割の違いが見えにくいといった指摘もあった。このため、今後、それぞれの調査目的や概要等をわかりやすく整理し、発信方法の改善を図る必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、「月例経済報告」や「経済財政白書」等を作成することにより、適宜適切な政府内の経済財政政策のかじ取りに貢献する。その際、更なる測定指標の改善に向け、以下の取組を進める。 ・月例経済報告や経済財政白書等以外の公表物について、それぞれの役割を整理し、必要に応じて公表方法の見直しを行うなど、対外的な情報発信方法の改善を図る。 ・また、HPについて、階層構造の簡素化、リンクの貼り方の工夫等の改善を図ることで、公表物が探しやすく、ユーザーにとって利用しやすいHPの構築に努める。</p> <p>【測定指標】 測定指標1～3については、平成25年度はおおむね達成することができたが、さらなる情報発信及び調査分析の質の向上を目指して、「対前年度比並以上」という目標を設定することとする。</p> <p>測定指標4については、月々の景気動向が政府内部で共有されているかを測る指標として設定していたが、指標を設定するまでもなく達成すべきこと、かつ、これまで達成されてきた実績もあることを考慮し、指標を廃止する。</p> <p>測定指標5については、我が国の景気動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定していたが、更に詳しく測定するために、「毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載」などより明確な基準の目標を設定することとする。</p>

担当部局名	政策統括官 (経済財政分析担当)	作成責任者名	参事官(総括担当) 村山 裕	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------------------	--------	-------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-18(政策6-施策①))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定〔政策6. 地域活性化の推進〕
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う。
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

測定指標	①認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
年度ごとの目標値			100%	100%	100%	100%	100%		
測定指標	②期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	×
		-	-	-	-	-	41%	60%	
年度ごとの目標値			-	-	-	-	60%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、平成25年度末までに認定した155計画全てにおいて、国による認定と連携した支援措置が活用されており、当該支援措置は市町村の中心市街地活性化に向けた取組に寄与したものと考える。 ・測定指標②については、平成25年度末で基本計画が終了した市町村において、基本計画に定めた目標指標の実績数値が基準値(計画策定時)を上回っている割合は約4割であり、目標値である6割を達成できなかった。 ・測定指標②は、市町村が計画期間内において、中心市街地活性化のための各種事業を集中的に取り組んだ直接的な効果を測定するものであり、施策の目標に照らすと主要な指標であると考えられるため、施策は「進展が大きくない」と判断した。
	施策の分析	<p>(課題等)</p> <p>測定指標②は、市町村が基本計画において、達成状況を適切に把握できるよう、歩行者通行量や年間小売販売額などの定量的な評価指標を用いて目標値を定めることとしており、期間終了後に行うフォローアップ調査において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された指標の割合を測定するものである。現行制度の運用が開始されて約8年が経過し、一部の市町村では中心市街地の活性化に大きな進展が見られているが、評価指標の実績数値が伸び悩んでいる主な要因として、全国的な少子高齢化の進展や商業機能の郊外立地などに歯止めが掛かっていないことや、中心市街地における自立的な民間投資が停滞していることが挙げられる。したがって、今後、制度・運用の見直しや中心市街地活性化に対する民間事業者のインセンティブを高めるような取組を行う必要がある。</p> <p>なお、測定指標①は目標を達成しているものの、施策目標の達成に向けて、各省庁と連携して支援措置の更なる拡充を図る必要がある。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <p>認定を目指す市町村との対面協議や現地調査を通じたきめ細かいコンサルティングの実施に加え、認定申請マニュアルの整備やホームページ等を通じた広報などにより、中心市街地活性化の理念及び意義や、基本計画の認定を条件とした特例措置及び財政支援措置などの有用性を市町村に浸透させることに努めており、市町村の中心市街地の活性化に向けた取組に有効に機能した。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 中心市街地活性化が地方都市全体の活力の向上を図るための施策として一層活用されるよう、目標の着実な達成のため、引き続き推進していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標①は、認定中心市街地活性化基本計画で国による認定と連携した支援措置（認定を条件とした支援や交付金の交付率拡充、規制緩和措置など）の活用状況を測るものであるが、支援措置の活用はあくまで中心市街地活性化に向けた手段であり、政策効果を測る指標としては不十分であるため、平成26年度以降は、測定指標②に一本化することとする。</p> <p>目標達成に向けては、「中心市街地の活性化に関する法律」の改正により、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定し重点支援を講じる制度を創設するとともに、民間事業者等による商業等の機能整備に対する補助といった各省庁の予算措置を通じて、中心市街地への民間投資の喚起を図っていく。</p> <p>また、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」を改正し、基本計画のPDCAサイクルの強化、中心市街地活性化協議会の機能強化などの制度・運用の見直しを行った。 以上のような取組を通じて、目標達成を目指していく。</p>
---------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地域活性化推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 塩田 康一 参事官 岸川 仁和</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------	---------------	---	-------------------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-56(政策12-施策⑩))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)〔政策12. 共生社会実現のための施策の推進〕
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

測定指標	1. 自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	○
		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	
年度ごとの目標		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認			
測定指標	2. 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)(直線補完によって、21年から25年までの目標値を定めた)	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		24.2(17年)	24.4(21年)	23.4(22年)	22.9(23年)	21.0(24年)	20.7(25年)	19.4(28年)	
		年度ごとの目標値		22.5	22	21.6	21.1	20.7	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>測定指標「1.」、「2.」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する、という内閣府が達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>平成25年度に目標を設定した測定指標「1.」については、施策の進捗状況の確認を実施したため、目標を達成することができた。</p> <p>平成28年に目標を設定した測定指標「2.」については、平成25年に直線補完した目標値が20.7であり、目標を達成することができた。</p> <p>よって、全ての測定指標で目標が達成されているため、「目標達成」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>「自殺対策白書のとりまとめ」を通じて自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況や自殺死亡率の推移を確認することにより、各施策を着実に実施できるように促すことができる。</p> <p>また、我が国の自殺の現状を把握し、自殺統計を基に自殺動向の変化及びその要因を把握することにより、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を効率的に確認することができる。</p> <p>さらに、同達成手段において、自殺死亡率の推移を把握するとともに、HPへ公表することにより、国民の自殺対策に対する理解と関心を深める一助となる上で有効に機能していると考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の総合的な推進が図られており、自殺死亡率も低下を続けているが、年齢や地域によって差がある。</p> <p>平成26年版自殺対策白書において、自殺死亡率を分析したところ、以下のような特徴が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別にみると、50歳代の低下が大きい一方、30歳代は一定の水準で推移している。 ・地域別にみると、人口規模が小さい自治体ほど自殺死亡率が高くなっている。 <p>以上のような分析も踏まえ、今後、若年層や地域レベルでの自殺対策を推進していく必要がある。</p> <p>30歳代の自殺の原因・動機は「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」が多くなっており、関連する施策として、職場におけるメンタルヘルス対策や多重債務対策の推進を実施してきており、今後も引き続き対策を行っていく必要がある。</p> <p>人口規模が小さい自治体では、従来は自殺対策を実施する自治体は少なかったが、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、人材養成(ゲートキーパー等の養成)や心の健康づくりなどの対策を実施する自治体は増加してきている。今後は、都道府県を中心に、さらに地域の実情を踏まえた自殺対策の事業の企画・促進を図る必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 「施策の分析」において記載した課題等を踏まえて、今後、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺者全体の減少傾向を継続できるように、自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に推進していくことにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。</p> <p>【測定指標】 測定指標「1.」については、来年度も引き続き、施策の進捗状況を確認していく。 測定指標「2.」については、平成28年までに目標を達成することができるよう、都道府県に設置した地域自殺対策緊急強化基金を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。</p> <p>(総合評価へ移行) 自殺対策については、社会的要因の背景にある制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備・充実を図るとともに、国民全体に対する啓発活動等を通じて正しい知識を普及させ、自殺や精神疾患に対する偏見を減らし、あわせて、精神科医療全体の改善を図っていくことが必要であるが、直ちに効果を発揮するものではなく、中長期的な視点に立って継続的に実施する必要がある。このような点も踏まえて、自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直しを行うこととされている。 このため、大綱の見直しが行われた平成24年度から平成28年度までの5年間の事業について、大綱の見直しを行う予定の平成29年度に評価のとりまとめを行うこととし、同年度以前に、学識経験者等の意見を得ながら検討を行い、平成29年度の自殺総合対策大綱の見直しにも資するための検証・評価を実施する。</p>
---------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (自殺対策担当) 岡 朋史</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	----------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-63(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。

測定指標		基準値	実績値					目標値	達成	
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
①女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数		全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	全地方公共団体	全地方公共団体(岩手県・宮城県・福島県を除く)	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	○	
	年度ごとの目標値		全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体			
	②第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標		達成
		22年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○	
	具体的施策の推進		-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進		推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映
	年度ごとの目標		-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成25年度は全地方公共団体へ送付し、広く広報啓発を行ったことから、測定指標①は目標を達成することができた。</p> <p>測定指標②について、測定指標①の他に、若年層を対象とした予防啓発の推進、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境の整備、官民の配偶者暴力相談支援業務を担う者を対象とするワークショップの実施等により、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を推進した。したがって、27年度の最終目標に向け、年度ごとの目標は達成したと判断した。</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発を行ったことや様々な研修事業等の実施したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、全地方公共団体に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行い、各地方自治体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、今年度はライトアップを実施する自治体も増えた。このライトアップは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、暴力根絶の呼びかけや被害者に対するメッセージを込めて行っている(例: 東京タワー他全国21施設)。このように、関係機関と協力し、女性に対する暴力に関する取組を一層強化した。</p> <p>若年層が将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者となることを防止する予防啓発として、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、若年層及びその指導者を対象として研修を実施した(全国2か所で3回)。研修に参加した指導者の方々自身で若年層に予防啓発授業を行うにあたり、内閣府が作成した教材を使用した例もあることから、本研修が若年層への予防啓発の重要性に対する認識向上につながっている。</p> <p>性犯罪被害者が安心して必要な相談支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修を実施した(2回)。配偶者暴力被害者支援と比べ、性犯罪被害者支援については、相談員等の専門的知識が不足しているため、本研修によって相談員等の相談対応能力の向上に寄与した。</p> <p>官民の女性に対する暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップを実施し(管理職対象2回・相談員対象2回・企画行政職対象2回)、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、官官(国、地方公共団体)、官民の連携強化を図るようにしている。ワークショップ事業におけるアンケートにおいて「満足した」とする評価は80%以上を得ている。</p> <p>これらのことから、達成すべき目標に対する達成手段は有効的に寄与したものと考える。</p> <p>(課題等)</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間は毎年同じであるが、より効果的な運動とするため、内容の見直しや工夫を凝らし、女性に対する暴力の問題に関する取組を国民一般へ広く周知できる広報を計画することが課題である。</p> <p><u>若年層及びその指導者を対象とした研修や男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修は、参加者のニーズにあったものにするため、参加者へのアンケートの実施により、研修内容の充実を図ることが必要となる。</u></p> <p><u>また、ワークショップ事業においても、事業内容を見直し、引き続き高い評価を得られるように、内容の充実を図ることが課題である。</u></p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>より有効的な広報啓発を計画実施し、女性に対する暴力に関する取組をより強化し、また研修事業に関して参加者のニーズに合うものになるよう、内容の充実を図り、配偶者暴力の被害者の支援がよりよいものになるようにする。さらにワークショップ事業においては、官官(国、地方公共団体)、官民の連携強化を図り、支援体制の強化や支援センターの設置促進をはかることにより、引き続き、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実させる。</p> <p>【測定指標】</p> <p><u>測定指標①については、既に達成できていることから、新たな測定指標(i～v)を設定し、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を推進する。</u></p> <p>i) 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合を平成27年までに100%にする。</p> <p>ii) 配偶者暴力防止法の認知度を平成27年までに100%にする。</p> <p>iii) 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度を平成27年までに67%にする。</p> <p>iv) 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を平成27年までに100か所にする。</p> <p>v) 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターを各都道府県に最低1か所設置する。</p> <p>i～vの測定指標は、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、第3次男女共同参画基本計画に定められた成果目標である。</p> <p><u>測定指標②について、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を行うことにより毎年度順調に進捗していると考え、27年度に設定された目標について、関係省庁、関係機関と連携し、引き続き取り組んでいくことで、達成を目指していく。</u></p>

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------	--------	-------------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-49(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
バリアフリーの認知度	17年度	93.8%	91.4%	94.3%	92.9%	92.6%	91.3%	△
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	
調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
活用状況等の確認	活用状況等の確認	-	-	-	-	-	活用状況等の確認	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	活用状況等の確認	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	(判断根拠) 主要指標であるバリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して低下していることから、進展が大きくないと判断した。
施策の分析	(有効性、効率性) ○広報・啓発 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功績のあった者を優れた取組として内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰し、その取組を事例集としてとりまとめ、ホームページに掲載することにより、広く地方公共団体等及び国民一般に周知し、併せて、受賞結果をマスコミが取り上げたり、受賞団体が独自のホームページに掲載するなどしたことを通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、「バリアフリー」という言葉を国民が認知することにある程度寄与したと考えられる。
	(課題等) ○調査・研究 平成25年度に「バリアフリー化に関する意識調査」を実施し、ホームページに掲載することにより、地方公共団体のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進のための啓発活動に活用されており、自治体の普及啓発等を通じ、民間の意識高揚に貢献すると思われる等、国民のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進の意識を高めることに効果的に寄与するものと考えられる。 (課題等) ○広報・啓発 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、国民全体がバリアフリーを認知していることを目標としている。 しかしながら、 バリアフリーの認知度は、当初基準値から90%以上の認知度を維持しているものの、目標値に達していないこと、計数が3年連続して緩やかな低下傾向を示していることが課題である。20代以下の年代層のみ認知度が90%を下回っており、他の年代に比較して低いことから、当該年代層へ適した普及啓発が充分ではないことが低下の一因となっている可能性が考えられる。 ○調査・研究 「バリアフリー化に関する意識調査」については、自治体及び国民一般への情報提供としてホームページに掲載しているが、活用状況を正確には把握できていない。
評価結果	

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○広報・啓発 すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であり、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要があることから、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するとともに、事例をHPに掲載することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く情報提供し、普及・啓発を行っていく。<u>新たな取組として、特に、20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、若い人にアピールできるツールのうち、最も実行可能と思われる内閣府公式Facebookへのバリアフリー推進功労者表彰に関する情報の掲載等SNSの活用による当該年代層に適した普及啓発を実施していきたい。</u></p> <p>○調査・研究 <u>調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。</u></p> <p>【測定指標】 目標値であるバリアフリーの認知度100%に向けて、引き続き、測定指標の目標の達成を目指していく。また、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標は変わらないが、それに際しては、広く国民に情報提供しており、その活用状況をホームページのアクセス数で検証することとする。</p>
---------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (総合調整第2担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-----------------------------	---------------	-------------------------------------	----------------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-65(政策14-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和が実現した社会を目指す。

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
「憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	-	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認	○
	年度ごとの目標	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)	施策の推進状況の確認	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2013」(以下、「レポート2013」という。)の発刊による施策の進捗状況の確認)を実施した。 また、「行動指針」策定時と比較し、就業率(60～64歳)は52.6%(2006年)から57.7%(2012年)に、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合は41.5%(2007年)から59.7%(2012年)に、在宅型テレワーカーの数は330万人(2008年)から930万人(2012年)に順調に改善が見られること、その他、週60時間以上の雇用者の割合が10.8%から9.1%に、男性の育児休業取得率は0.5%(2005年)から1.89%(2012年)になるなど、順調に進捗している指標が複数あることが判明した。 これらのことから、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>・「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況の点検・評価し、その結果「レポート2013」として取りまとめて公表した。一体的に仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、評価部会という。)において、点検・評価を行ったことで、効率的に施策の推進状況を確認するとともに、労使、国、地方公共団体等の各主体に対し取組を促した。</p> <p>・その結果、複数の数値目標指標が順調に進捗していたことが判明した点は有効であった。また、仕事と生活の調和の現状と進捗を「レポート2013」にまとめ、関係機関に配布するとともに内閣府仕事と生活の調和ホームページ等に掲載することにより広く周知することができた点は有効であった。</p> <p>(課題等)</p> <p>・今後、2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得の促進、女性の継続就業の促進、男性の育児・家事参画の促進、仕事と介護の両立など、「レポート2013」で明らかとなった課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく必要がある。</p>

	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 仕事と生活の調和の実現に向けて、引き続き施策を実施していくとともに、進捗状況に遅れが見られる指標については、第30回(平成26年9月頃)及び第31回(平成26年10月頃)の評価部会において、各主体の取組内容を議論し、取組を加速していく。</p> <p>【測定指標】 上記を踏まえ、<u>2020年の目標数値に向けた進捗状況に遅れがみられる指標については、その改善を図るため、労使はもとより、各主体の取組を支援する国や地方公共団体においても課題への対応について検討し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していく。したがって、今後は「行動指針」に定める数値目標自体を測定指標とする。</u></p>
--	---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 大地 直美	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	---------	--------	---------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-11(政策5-施策⑥))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)〔政策5. 経済財政政策の推進〕
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的 的に実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成 支援を実施。
達成すべき目標	民間資金等活用事業推進会議が平成25年6月6日に決定した「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクション プラン」や平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」 を踏まえ、PFIの一層の推進を図る。

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
測定指標	「PPP/PFIの抜本改革に 向けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の 基本方針」及び「日本再興 戦略」を踏まえた施策の推 進。	「PPP/PFIの抜本改革に向 けたアクションプラン」、 「経済財政運営と改革の基本方 針」及び「日本再興戦略」に 掲げられた施策を推進し、 達成に向けて進展が見られ た。	○

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) <u>『「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「経済財政運営と改革 の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策の推進。』との測定指標 については、例えば平成25年9月に株式会社民間資金等活用事業推進機 構を設立するなど、各省庁と連携しつつ、上記に掲げられた施策を着実に推 進してきたところであり、今後もその施策を一層推進していくものであるため 「目標達成」と判断した。</u>
	施策の分析	(有効性、効率性) 平成25年度の事業については、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「経済財政運営と改 革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえた施策を推進してきたところであり、今後も一層の推進を 図っていく。 また達成手段①「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」については、地方公共団体へPFIに関する 事例紹介や助言を行うPFI専門家の派遣や、内閣府に実務経験者を配置してPFI事業の実務に関する アドバイスをを行うワンストップ窓口のPFI推進室への設置等によって、地方公共団体のPFIに関する理解 を深めることに寄与してきたところ。達成手段②及び③の「民間資金等活用事業の促進に必要な経費」に ついては、PFIの手法の活用を検討しようとしている被災地を含めた地方公共団体に対し、PFI事業に関 して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、公共施設運営権を活用した案件、複数の施設を包 括的に整備・運営する案件等の形成に対する導入可能性調査の実施支援を行うことで、地方公共団体 におけるPFIの推進を図ってきたところ。よって、達成手段①～③はいずれもPFIの推進に資するものであ ったと評価できる。 (課題等) <u>今後の課題として、多様な管理者等がPFI事業に取り組んでいるものの、さらなるPFI事業の普及・推 進を図る必要があるため、PFI事業実績約400件のうち300件以上を実施している地方公共団体への支 援をさらに強化し、案件形成につなげていく必要がある。</u>
	次期目標等への 反映の方向性	【施策】 できるだけ税財源に頼ることなく、民間にとっても魅力的な事業を推進することにより、民間投資を喚起 し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要であることから、地方 公共団体を支援し、事業化を促進するなど、引き続き、PFIの推進を行っていく。 【測定指標】 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興 戦略」を踏まえ、PFIの一層の推進を図る観点から、次期目標では取組状況を定量的に把握できる指標を 設定することとする。 具体的には、PFI事案件数を指標とし、対25年度比増を目標として設定する。さらに、地方公共団体を 支援する観点から、地方公共団体へのPFI専門家派遣件数を指標として設定し、対25年度比増を目標と して設定する。

担当部局名	政策統括官 (経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 増田 昌樹	政策評価 実施時期	平成26年8月
-------	-----------------------	--------	--------------	--------------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書(抜粋)

(内閣府25-36(政策11-施策①))

施策名	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進〔政策11. 沖縄政策の推進〕
施策の概要	沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策を推進する。
達成すべき目標	沖縄の自主性の発揮に基づく、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策の展開を図る。

測定指標	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
沖縄振興一括交付金の移し替え・交付	-	-	-	-	-	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施した	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	○
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	沖縄県からの事業計画に基づき各省へ適時移し替え、又は交付申請に応じて適時実施	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <p>(沖縄振興特別推進交付金) 平成25年度沖縄振興特別推進交付金803億円については、沖縄県等との調整を踏まえ、沖縄県からの交付申請に対して、速やかに交付金の交付を行っているため、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を適切に展開できるよう、適時交付を実施しており、「達成」と判断した。</p> <p>(沖縄振興公共投資交付金) 平成25年度沖縄振興公共投資交付金836億円については、沖縄県から提出された沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるための交付金であり、各省へ移し替えて執行する制度であるところ、平成25年4月以降4回にわたる移し替えについては、沖縄県から沖縄振興交付金事業計画が提出された後、問題なく、速やかに各省へ移し替えることができたため、沖縄県からの事業計画に基づく各省へ適時移し替えるという目標を達成したと判断した。</p>
	施策の分析	<p>(有効性、効率性)</p> <p>○沖縄振興特別推進交付金 沖縄振興一括交付金制度は、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施するものであり、国は沖縄振興特別推進交付金については、沖縄県からの交付申請に応じて適時交付金を交付することを目標としている。平成25年度においては、沖縄県が自主的に選択した事業を実情に即して的確かつ効果的に実施できるよう、国は迅速かつ適切に交付を行うことができた。その結果、沖縄振興特別推進交付金が、観光や産業の振興に加え、これまで必ずしも行政のサポートが行き届いていなかった離島振興や福祉など幅広い分野に活用されており、県内の経済面に好影響を与えている旨報道されるなど、沖縄振興に大きく寄与している。</p> <p>○沖縄振興公共投資交付金 沖縄振興公共投資交付金は沖縄県から提出された沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えを実施していくことを目標としているところであり、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業に要する経費について、沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えることにより、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開が可能となり、沖縄の自主性の発揮に基づく沖縄振興を推進することができる。</p> <p>(課題等) 今後は、沖縄が抱える特有の課題が沖縄振興策の推進に関する政策によりどれくらい克服されたのかを把握するため、総合的な観点から具体的、多角的に、評価を行うことが必要である。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 ○沖縄振興特別推進交付金 引き続き、沖縄の自主性の発揮に基づく、沖縄の実情に即した的確かつ効果的な施策を適切に展開できるよう、適時交付を実施する。また、適切な交付金の運用を確保すべく、引き続き県・市町村と意見交換を実施し、県・市町村の相談に対して丁寧に助言を行っていく。</p> <p>○沖縄振興公共投資交付金 施策の達成すべき目標については、引き続き、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する事業に要する経費について、沖縄振興交付金事業計画に基づき各省へ適時移し替えることにより、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的な施策の展開が可能となり、沖縄の自主性の発揮に基づく沖縄振興を推進することとする。</p> <p>【測定指標】 沖縄振興特別措置法(平成24年3月法律第14号)に基づき策定された沖縄振興基本方針(平成24年5月内閣総理大臣決定)に基づき、沖縄振興策を推進しているところであるが、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、現行の沖縄振興特別措置法の期限である平成33年度末に総合評価を行うことが適切であると判断し、今後、政策評価の方法を総合評価方式へと移行する。</p>
----------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官 (沖縄政策担当) 沖縄振興局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当) 岡本 誠司 沖縄振興局特定事業担当参事官 佐藤 裁也</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成26年8月</p>
--------------	-------------------------------------	---------------	---	----------------------	----------------